

コーポレート・ガバナンス報告書

2023年3月13日

GTホールディングス株式会社

代表取締役CEO 牟田 成

問合せ先： 管理部 03-6426-7851

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は株主の負託に応えることが企業経営の基本的使命であり、さらに顧客、従業員等の多くのステークホルダー（利害関係者）に対しても、それぞれの責任を果たしていく必要があると認識しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスの強化、充実が不可欠であり、またそれを有効に機能させることが企業価値を増大させるための経営上の重要な課題であると考えております。

また、当社のコーポレート・ガバナンス体制は原則として、当社の取締役がグループ子会社の代表取締役、を兼務しており、グループ子会社を含めた事業戦略策定、経営管理ならびに経営資源の最適配分を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
牟田 成	3,421,000	73.7
前田 剛志	885,000	19.1
濱田 沙希美	79,600	1.7
野中 大典	45,600	1.0
渡邊 智浩	36,000	0.8
金澤 俊雄	20,000	0.4
小松 裕輔	20,000	0.4
小林 弘幸	20,000	0.4
向後 雄章	20,000	0.4
小川 晃	20,000	0.4
鈴木 大輔	20,000	0.4

支配株主名	牟田 成
-------	------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	5月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>当社は、支配株主との取引が発生する場合には、その必要性・合理性を十分に検証の上、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。</p>
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	3名以上 7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	なし
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委	なし
-----------------------	----

委員の有無	
-------	--

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	2名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>内部監査は、内部監査責任者が内部監査担当者を指名し、指名された内部監査担当者が全部署を対象として計画的かつ網羅的に実施しております。社内の各業務が社内規程及び社内ルールに基づいて適正に運営されているかについて、監査を行い、また、定期的に代表取締役様に報告することにより、経営の健全化及び効率化に資するとともに、内部統制の強化を図ることとしております。</p> <p>内部監査責任者、監査役及び監査法人は、それぞれの監査計画、監査の進捗状況や監査結果等に関して情報交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施するよう努めております。</p>
--

社外監査役の選任状況	選任していない
------------	---------

【独立役員関係】

独立役員の人数	選任していない
---------	---------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	当社取締役, 当社監査役, 当社従業員, 子会社取締役, 子会社従業員
---------------------------	-------------------------------------

該当項目に関する補足説明

<p>中長期的な業績及び企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的にストックオプション制度を導入しております。</p>
--

ストックオプションの付与対象者	当社取締役, 当社監査役, 当社従業員, 子会社取締役, 子会社従業員
-----------------	-------------------------------------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

<p>2022年5月期における役員報酬の総額は147,786千円を支給しております。</p>
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬額又はその算定方法の決定方針はありません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)はおりませんので、該当事項はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>当社の取締役会については、取締役5名で構成され、原則毎月1回定時に開催、当社の経営方針等の重要事項に関する意思決定を行うとともに、取締役の経営監視を行い職務の執行を監督しております。</p> <p>取締役会では、中・長期的な視点から利益計画や新規事業、顧客サービス等の企画・立案・検討を議論するとともに、各部門の営業実績の報告、進捗状況の点検と調整、問題点の抽出と検討を行い業績の向上とリスクの未然防止を図っております。</p>

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

<p>当社は監査役設置会社であり、取締役会と監査役を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。取締役会では毎回活発な議論が行われています。現状、従来からの取締役、監査役制度を一層充実させる事で、コーポレート・ガバナンスの強化が図れるものと考えておりますが、今後もより一層のコーポレート・ガバナンス体制を強化し、更なる企業価値の向上を目指します。</p>

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
実施していない	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、グループ全体における業務の適正性を確保するための体制

・当社及びグループ経営に係る重要事項並びに取締役の職務執行の監督は、「取締役会規程」に則り毎月1回以上開催する「取締役会」において行う。

・コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け「リスク・コンプライアンス管理規程」を定める。

管理部は、グループのコンプライアンス体制を統括し、グループ従業員に対する教育や啓蒙活動を推進する。

・法令違反その他のコンプライアンスに関する事案の社内報告制度として、「内部通報規程」を定め、管理部、監査役、顧問弁護士を窓口とする。

・内部監査担当者は、内部監査に係る諸規程に従い、当社及びグループ会社に対する内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。内部監査責任者が代表取締役へ監査の結果を報告する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制・取締役の職務の執行に係る情報につき、「文書管理規程」その他当社又はグループ全体に適用される社内規程に従い、適切に保存及び管理を行う。

ハ. グループの損失の危機管理に関する規程その他の体制

・リスクの的確な管理を目的として「リスク・コンプライアンス管理規程」を定め、グループ全体のリスク管理推進に対処する。

ニ. 当社及びグループ会社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、グループ全体の事業戦略の企画・立案、経営資源の最適配分及び戦略の進捗管理を行う。また、当社はグループ全体の事業価値の向上を図るため、子会社に対して必要かつ適切な経営指導、管理等の提供を行う。

・迅速で効率性の高い組織運営の実現を目指し、適宜、子会社への権限移譲を進めるとともに子会社役員及び部門長等のミッションを明確にする。一方で、当社の「取締役会」による経営状態の監視及び執行状況の監督、監査役による業務監査を通じ、ホールディング体制の下で執行と監督機能の分離を意識した経営を推進する。

・業務執行については「組織規程」、「職務権限規程」等の諸規程に従い、業務の責任者とその責任、各会議で決議可能な範囲を明示することにより統制する。

ホ. 財務報告の適正性を確保するための体制

・会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を子会社を含めて構築する。

・各社の個別決算書類は当社及び子会社の経理部門が作成し、連結決算書類は当社の管理部が作成する。開示書類については各社の経理部門と連携しながら管理部が取りまとめる。会計処理プロセス、見積りや評価の妥当性、開示書類の記載内容の適正性について、監査役、監査法人による監査を実施する。

へ. グループにおける業務の適正を確保するための体制

・リスク管理、コンプライアンス、危機管理体制その他内部統制に必要な制度は、グループ全体を対象とするものとする。当社は業務運営全般を統括するとともに、子会社の自律性を尊重しつつ、内部統制システムの整備、運用を支援し、各社の状況に応じてその管理にあたる。

・内部監査担当者は、当社やグループ子会社に対する監査を計画的、かつ網羅的に実施する。グループの事務規律の状況を把握し、必要に応じて改善する。

・監査役は、当社の内部監査担当者、監査法人と随時に情報及び意見交換を行い、監査の実効性の向上を図る。

ト. 監査役職務を補佐すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・現在は監査役職務を補佐すべき専任の使用人は設置していない。なお、監査役がその職務を補佐すべき専任の使用人の配置を求めた場合は、取締役会決議により配置できるとしている。

チ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制及び監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制

・当社又は子会社の取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがある場合、法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに当社の監査役に報告するものとする。

・内部通報制度を含め、当社の監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止する。また、その旨を当社並びにグループ会社の役員、従業員に周知徹底する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは取引相手方に対し、以下の事項を確約します。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと

(2) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、取引を行うものでないこと

(4) 自らまたは第三者を利用して、取引に関して次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 また、「反社会的勢力等排除規程」及び「反社会的勢力等の調査実施要領」に従い、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携し、反社会的勢力に対して組織全体として速やかに対処できる体制を整備いたします。

V. その他

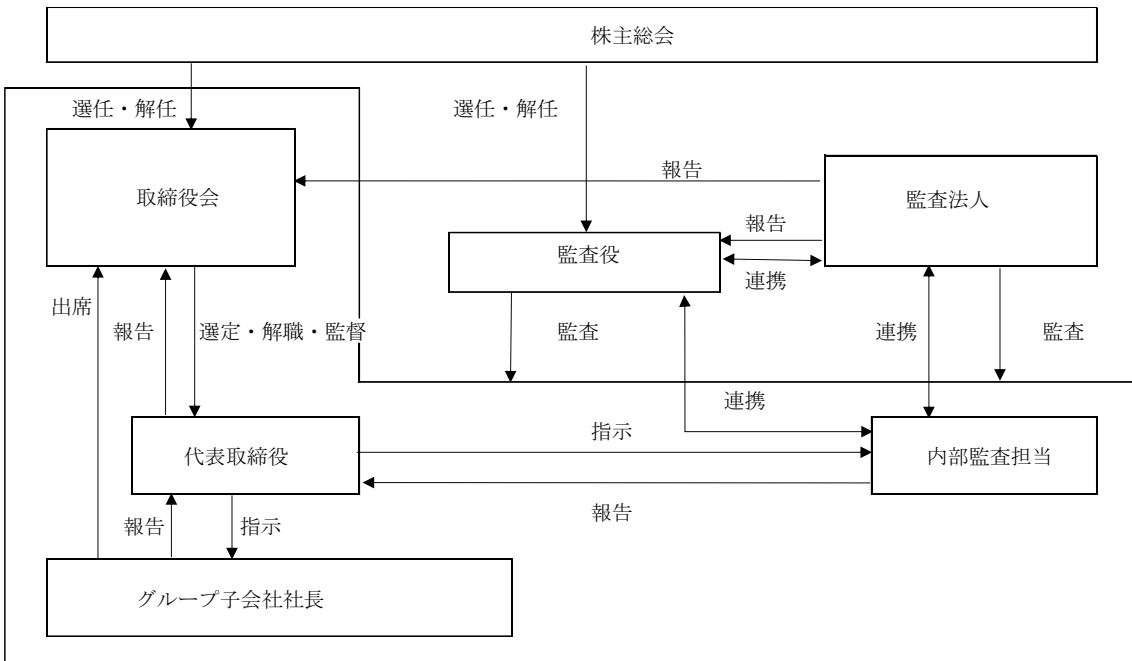
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

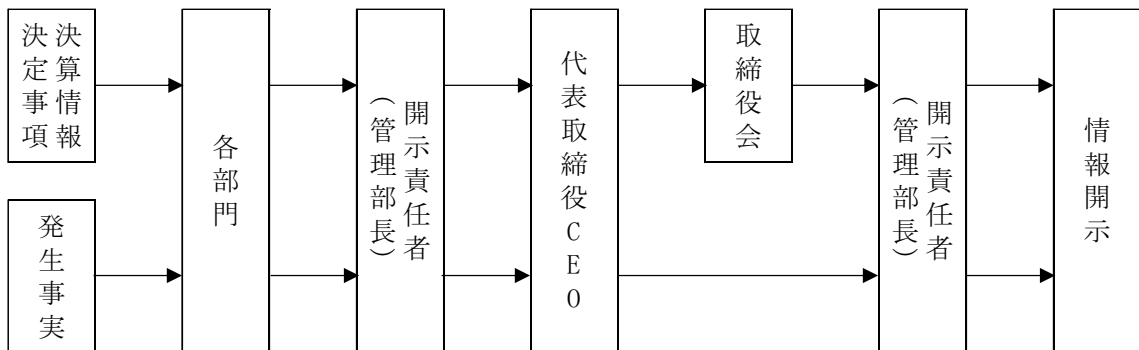
(1) 模式図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次の通りであります。



(2) 適時開示体制の概要

当社の適時開示体制のフローは、次の通りであります。



以上